

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年一月五日奈良県指令建第九四―一四二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年三月二十三日建第八四一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市醍醐町四二〇番一、四二一番一の一部及び四二五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市山之坊町三三三番地の二

柳原憲次

一 許可番号

平成二十六年八月二十七日奈良県指令建第九四―八三号

平成二十七年三月十二日奈良県指令建第九四―八三一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年三月二十四日建第八四一六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年三月二十四日建第五〇五七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡平群町大字下垣内三三番三、三三番三、三三番七、三四番四、三五番一の一部、三五番二の一部、三五番四、三六番一の一部、三六番五、四二番一の一部、四二番二の一部、四三番の一部、四四番の一部、四九番の一部、五〇番の一部、五一番の一部、五三番の一部及び五四番一の一部並びに大字三里四一番四、四二番一、四三番一、四三番三、四四番一、四四番三、四五番、四六番、七二番、七三番、七四番、八〇番一、八一番、八二番一、八三番、八四番、八五番、八六番、八七番、八八番一、九一番一、九一番二、九二番一、九二番二、九三番一、九三番二、九四番一、九四番

二、九五番、九六番、九七番、九八番、九九番、一〇〇番一、一〇〇番二、一〇二番二、一〇三番二、一〇四番一、一〇四番二、一〇五番一、一〇五番二、一〇六番、一〇七番、一〇九番、一一〇番、一一一番、一一三番、一一四番、一一五番、一一六番、一一七番、一一八番、一一九番、一二〇番、一二一番、一二二番、一二三番、一二四番、一二六番一及び一二七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中村区名駅五丁目二五番一号

イオンビック株式会社 代表取締役 鈴木新樹

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡平群町大字下垣内三三番三、三三番三、三三番七、三四番四、三五番一の一部、三五番二の一部、三五番四、三六番一の一部、四二番一の一部及び四二番二の一部並びに大字三里四一番四、四二番一、四三番三、四四番三、九一番二、九二番二、九三番二及び九四番二